

第 26 号議案

東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 15 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い、少年自然の家の利用者に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

東京都台東区立少年自然の家条例（昭和５８年９月台東区条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「義務教育諸学校の児童又は生徒」を「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢児童又は学齢生徒」に改める。

別表中「中学校及び中等教育学校前期課程の生徒」を「学校教育法第１８条に規定する学齢生徒」に改める。

付 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。